

旭川食品加工協議会規約

(名称)

第1条 この会の名称を、旭川食品加工協議会（以下「協議会」という。）とする。

(目的)

第2条 協議会は、旭川地域食品加工事業者の連携を図り、並びに人材養成、技術向上及び販路拡大等の事業を推進し、もって地域食品加工業の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 食品加工に係る情報交換に関すること。
- (2) 食品加工業の経営者、技術者研修等人材育成に関すること。
- (3) 加工食品の生産に関すること。
- (4) 加工食品の需要開拓及び拡大に関すること。
- (5) その他協議会の目的を達成するために必要な事業。

(会員)

第4条 会員は、旭川地域で事業を行う食品加工事業者、食品加工事業者で構成される団体であり、協議会の目的に賛同する者とする。

2 食品加工事業者で構成される団体が会員となった場合、当該団体構成員を本会の会員とみなす。

(役員)

第5条 協議会には次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 幹 事 若干名
- (4) 監 査 2名

- 2 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときはその職務を代理する。
- 4 幹事は、本会に必要な事項を処理する。
- 5 監査は、会計を監査する。

(選任等)

第6条 役員は会員の互選による。

- 2 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第7条 協議会は次の会議をもつ。

- (1) 総会
 - (2) 役員会
 - (3) 幹事会
- 2 総会は毎事業年度終了後2ヶ月以内に会長が召集する。また会長は必要があるとき臨時総会を招集することができる。
 - 3 会長は必要に応じて役員会を招集する。
 - 4 会長は必要に応じて幹事会を招集する。

(総会)

第8条 次の事項は、総会で決めなければならない。

- (1) 規約の改廃
 - (2) 事業計画及び収支予算
 - (3) 事業報告及び収支決算
 - (4) 役員を選任
 - (5) その他の事項
- 2 総会は、会員の2分の1以上の出席（委任状を含む）により成立するものとする。

(役員会)

第9条 役員会は次の事項を処理する。

- (1) 協議会の運営並びに事業の執行に関すること。
- (2) 総会に付議する事項。

(幹事会)

第10条 幹事会は次の事項を処理する。

- (1) 具体的事業の立案検討に関すること。
- (2) 具体的事業の実施に関すること。
- (3) 会員の入会及び退会の手続きに関すること。

(賛助会員)

第11条 協議会には、賛助会員をおくことができる。

- 2 賛助会員は正会員と同様、総会等において意見等を述べることができる。ただし、議決権を有しないものとする。

(会計)

第12条 協議会の会計は、別に定める会費、負担金、補助金、その他の収入をもってあてる。

- 2 協議会の会計年度は、4月1日に始まり翌年の3月31日をもって終わる。

(入会及び退会)

第13条 協議会に入会、または協議会を退会しようとする者は、書面を会長に提出し幹事会の承認を受けなければならない。

- 2 既納の会費及びその他の拠出金品は返還しない。

(事務局)

第14条 協議会の事務局を一般財団法人旭川産業創造プラザ内におく。

- 2 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は会長がこれを定める。

附 則

この規約は平成12年8月4日より施行する。

附 則

この規約は平成17年7月1日より施行する。

附 則

この規約は平成19年6月4日より施行する。

附 則

この規約は平成20年6月4日より施行する。

附 則

この規約は平成23年5月27日より施行し、平成23年4月1日から適用する。